

訪問介護事業所しおさい管理運営規程（訪問介護）

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人仁摩福祉会が開設する訪問介護事業所しおさい（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護事業（以下「事業」という。）、の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態にある利用者に対し、適正な介護サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、身体介護、その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 3 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 4 事業の実施に当っては、市、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
- 6 指定訪問介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 指定訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。

（事業所の名称等）

第3条 指定訪問介護事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 訪問介護事業所しおさい
- (2) 所在地 島根県大田市仁摩町仁万843

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び業務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、職員に対し必要な指揮命令を行うものとする。

(2) サービス提供責任者 1名以上

利用者の数が40人以上又はその端数を増やすごとに一人配置。

- ① 訪問介護計画の作成及びモニタリング。
- ② 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整。
- ③ 利用者の状態の変化やサービスに関する意向の定期的な把握。
- ④ サービス担当者会議への出席等居宅介護支援事業者等との連携。
- ⑤ 訪問介護員等に対し具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報伝達。
- ⑥ 訪問介護員等に対する研修、技術指導等の実施

(3) 訪問介護員等 常勤換算方法で2.5人以上

訪問介護員等は、指定訪問介護の提供に当たり、サービス提供後には利用者の心身の状況等についてサービス提供責任者へ報告を行う。

(4) 事務職員 1名

庶務・会計に従事する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。
- (2) 営業時間 8時15分から17時15分までとする。
- (3) サービス提供日 月曜日から日曜日までとする。
- (4) サービス提供時間 8時15分から17時15分までとする。
- (5) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスである時の自己負担は、各利用者の負担割合に応じた額とする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助
- (3) 通院等のための乗車又は降車の介助等

2 通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護サービスに要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 通常の事業の実施地域の境界から1キロメートルにつき50円を積算した額

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

大田市

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、指定訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所の職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第10条 事業所は、職員の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後6カ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、ハラスメントによって職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化など、必要な措置を講じる。

5 利用者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から2年間（事故及び苦情に関する記録は5年間）保存する。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人仁摩福祉会と事

業所の管理者との協議に基づいて行う。

附 則

この規程は、公布の日から施行し平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

(平成23年10月25日改正)

附 則

この規程は、公布の日から施行し平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成30年8月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。